【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第五目　解散

（解散事由）

第百条　金融商品会員制法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一　定款で定めた解散の事由の発生

二　総会の決議

三　合併（合併により当該金融商品会員制法人が消滅した場合に限る。）

四　会員の数が五以下となつたこと。

五　破産手続開始の決定

六　成立の日から六月以内に第八十一条第一項の規定による免許の申請を行わなかつたこと。

七　内閣総理大臣が第八十条第一項の免許を与えないこととしたこと。

八　第八十条第一項の免許の取消し又は失効

２　金融商品会員制法人は、総会員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第五目　解散

（解散事由）

第百条　金融商品会員制法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一　定款で定めた解散の事由の発生

二　総会の決議

三　合併（合併により当該金融商品会員制法人が消滅した場合に限る。）

四　会員の数が五以下となつたこと。

五　破産手続開始の決定

六　成立の日から六月以内に第八十一条第一項の規定による免許の申請を行わなかつたこと。

七　内閣総理大臣が第八十条第一項の免許を与えないこととしたこと。

八　第八十条第一項の免許の取消し又は失効

２　金融商品会員制法人は、総会員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（改正前）

第五目　解散

（新設）

第百条　証券会員制法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一　定款に定めた事由の発生

二　総会の決議

三　合併（合併により当該証券会員制法人が消滅した場合に限る。）

四　会員の数が五以下となつたこと。

五　破産手続開始の決定

六　成立の日から六月以内に第八十条第一項の規定による免許の申請を行わなかつたこと。

七　内閣総理大臣が第八十条第一項の免許を与えないこととしたこと。

八　第八十条第一項の免許の取消し又は失効

（２　新設）

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第五目　解散

第百条　証券会員制法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一　定款に定めた事由の発生

二　総会の決議

三　合併（合併により当該証券会員制法人が消滅した場合に限る。）

四　会員の数が五以下となつたこと。

五　破産手続開始の決定

六　成立の日から六月以内に第八十条第一項の規定による免許の申請を行わなかつたこと。

七　内閣総理大臣が第八十条第一項の免許を与えないこととしたこと。

八　第八十条第一項の免許の取消し又は失効

（改正前）

第五目　解散

第百条　証券会員制法人は、次に掲げる事由により解散する。

一　定款に定めた事由の発生

二　総会の決議

三　合併

四　会員の数が五以下となつたこと。

五　破産手続開始の決定

六　成立の日から六月以内に第八十条第一項の規定による免許の申請を行わなかつたこと。

七　内閣総理大臣が第八十条第一項の免許を与えないこととしたこと。

八　第八十条第一項の免許の取消し又は失効

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】

（改正後）

第五目　解散

第百条　証券会員制法人は、次に掲げる事由により解散する。

一　定款に定めた事由の発生

二　総会の決議

三　合併

四　会員の数が五以下となつたこと。

五　破産手続開始の決定

六　成立の日から六月以内に第八十条第一項の規定による免許の申請を行わなかつたこと。

七　内閣総理大臣が第八十条第一項の免許を与えないこととしたこと。

八　第八十条第一項の免許の取消し又は失効

（改正前）

第五目　解散

第百条　証券会員制法人は、次に掲げる事由により解散する。

一　定款に定めた事由の発生

二　総会の決議

三　合併

四　会員の数が五以下となつたこと。

五　破産

六　成立の日から六月以内に第八十条第一項の規定による免許の申請を行わなかつたこと。

七　内閣総理大臣が第八十条第一項の免許を与えないこととしたこと。

八　第八十条第一項の免許の取消し又は失効

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】（平成11年12月22日法律第160号）

（改正後）

第五目　解散

第百条　証券会員制法人は、次に掲げる事由により解散する。

一　定款に定めた事由の発生

二　総会の決議

三　合併

四　会員の数が五以下となつたこと。

五　破産

六　成立の日から六月以内に第八十条第一項の規定による免許の申請を行わなかつたこと。

七　内閣総理大臣が第八十条第一項の免許を与えないこととしたこと。

八　第八十条第一項の免許の取消し又は失効

（改正前）

（新設）